

『生命保険契約におけるいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書』の概要

項目	フランス	イギリス	ドイツ
導入の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロ・ラタ主義の導入は海上保険から始まり、その後火災保険に適用され、1930年の法律制定前に既に保険会社において広く導入されていた。(仏6頁、経済財政産業省)</li> <li>・軽過失の告知義務違反者に保険金を全額支払わなければならないとなると、正当に告知した人の保険料を回していることになる。プロ・ラタ主義は、保険会社を守るための制度であり、また、保険群団中の正しく告知をした人たちを守るための制度でもあると認識している。(仏26頁、経済財政産業省)</li> <li>・日本とは違い、生命保険に加入している人自体が少ない。生命保険にプロ・ラタ主義が適用されるケースは非常に稀である。死亡保険金の請求件数も、数百件程度しかない。(仏32、53頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険法の見直しは4年間で行うというスケジュールが想定されている。英国法律委員会による1980年の勧告の際には、プロ・ラタ主義の導入は難しいと判断した。しかし、現状オンブズマンにおいてプロ・ラタ主義は導入されている。法律委員会には法律改正を提案する権限はないが、見直し・修正の勧告を目指している。(英18頁、法律委員会)</li> <li>・オンブズマンは、「インアドバーテント」(長時間経過し些細なことであまり覚えていない場合。不注意。)に該当する場合にだけにプロ・ラタ主義を適用しているが、英国法律委員会の調査では、実際に使われたケースはわずかである。(英19頁、法律委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オール・オア・ナッシング主義では、軽過失である場合においても、保険金が全く支払われないという極端な解決になることが問題とされた。軽過失においては、それなりに保険保護を提供すべきであるというのが議論の出発点である。(独21頁、ドイツ保険協会)</li> <li>・契約の両当事者である保険契約者と保険会社の利害のバランスをとるという観点で検討が行われた。(独69頁、連邦司法省)</li> </ul>
適用の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不実の告知が判明した後に保険料率の変更を提案するのは保険会社側である。契約者側は裁判所に対して異議を唱えることができるが、最終的には判事が事案毎に考えることである。(仏11頁、経済財政産業省)</li> <li>・生命保険にプロ・ラタ主義を適用するにあたり、契約締結から数年後に実際の保険料を推定することが困難な面がある。(仏32頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> <li>・契約締結時に割増保険料、免責、待ち期間等の特別条件を設定することがあるが、原則としてその場合とほぼ同じことを行う。医師と相談し、あらかじめ設定した料率表に沿ってお客さまと互いに話し合いを行う。同意に至らなければ、更に話し合いを続ける。(仏47頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> <li>・プロ・ラタ主義を適用するための公的な割増保険料表のようなものは存在しない。あくまでも当該会社の料率表により割合計算が行われる。(仏51頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> <li>・判事が、保険会社が判断したリスク測定について、例えば、独立した立場の医師や、あるいは保険会社に助言を行う立場の医師に問うことはある(仏51頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンブズマンは、保険会社の料率表に照らして、例えば、50%増額ならば逆数の3分の2の保険金額を支払うという方法を採用している。(英25頁、法律委員会)</li> <li>・プロ・ラタ主義に基づく計算をするために事後的なリスク測定を行うことが困難であることが、反対の理由として挙げられている。しかし、裁判実務の中ではそのような計算をしなければならぬことはよくあることであり、算出可能と考えている。(英28頁、法律委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロ・ラタ主義に基づく計算を行う場合、他社とのバランスは見ず、当該保険会社の基準だけを見て合理的な判断をすべきと考えている。(独71頁、連邦司法省)</li> <li>・契約当時に遡ってリスクを再評価するのは難しい。遡及的な計算ができるよう、詳しい保険料率表にするつもりである。生命保険、疾病保険の場合は、リスク測定にあたっては、どうしても一定の裁量の幅が生じる。例えば、割増保険料について「20%から50%の範囲」といったことも考えられる。(独11頁、アリアンツ)</li> </ul>

項目	フランス	イギリス	ドイツ
故意・(重)過失の区別、証明責任の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>判事が個人の知的能力に照らして、質問表の意味を充分理解できる知能を備えていたかどうかを判断することになる。(仏9頁、経済財政産業省)</li> <li>質問事項を具体的な質問にしておけば、保険会社が不利な扱いを受けることはない。オープンで自由回答式の質問の場合は、保険契約者に制裁を課すことはできない。質問表には明示的に病名が記載されており、被保険者が「いいえ」と回答したのに実際には治療歴があれば故意に不実告知を行っていると言われる。(仏41頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最後は裁判所の判断になるが、重要なのは、質問が明確であり、また誰もが「重要だ」と思う質問であるかによると思う。(英24頁、法律委員会)</li> <li>保険業界ではこれから、契約者の頭の中がどうなっているかをきちんと察する実務のテクニックを開発しなければならない。例えば今、保険市場では、医療情報について、書面による告知ではなく、電話でインタビューし、それをテープに録る手法に移行しつつある。(英8頁、英国保険協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者が重過失であったことを証明し、かつ、保険会社が他の条件であれば契約を締結し得たであろうという事実を証明した場合には、保険会社は契約を解除することはできない。立証責任は保険契約者側にあり、保険契約者がそれを立証できない場合は保険会社は契約を解除することができる。(独69、73頁、連邦司法省)</li> <li>保険契約者が誤った告知をした場合において、その事実が確認された場合は、その者は故意に誤った告知をしたものと推定され、被保険者の側で、故意よりもより程度の低い、例えば重過失あるいは通常過失によって誤った告知をしたことを証明しなければならない。ドイツにおいてそのような推定が認められているのは、裁判所は、保険契約者にどのような故意があるのか(保険契約者の主観)を保険会社は知ることができないと考えるからである。(独55、56頁、保険オンブズマン)</li> <li>「未必の故意」と「認識ある過失」の違いを実務上区別するのは難しい。質問表の内容をもう一度よく見直し、明確で分かりやすい質問になっていることを確保する必要があると考える。(独6頁、アリアンツ)</li> <li>保険契約者に対する質問は明確でなければならないと保険会社に強く言っている。質問事項が明確であればあるほど、保険会社は立証が容易になると思う。(独35頁、商品試験財団)</li> </ul>
告知のインセンティブ、保険契約者間の衡平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用生命保険の例で考えた場合、保険金を50%減額支給することは、住宅ローンが残ることになる。契約者にはそのようなリスクがあるので制裁効果はある。(仏23頁、経済財政産業省)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>重過失にプロ・ラタ主義を適用すると、制裁効果が弱まり、告知義務違反が増加する懸念がある。(独6頁、アリアンツ)</li> <li>プロ・ラタ主義に関する法案は、保険契約者全体の利益を損なうことから、かえって保険契約者保護になっていない。(独14頁、アリアンツ)</li> </ul>
医的情報へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知に関し、一定の年齢や保険金額を超えた場合、保険会社は被保険者の「かかりつけ医」や医学的選択の担当者に既往症や現症の有無を記載してもらうこととしている。(仏36頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イギリスにはホームドクター制度があり、例えば、保険者が医師のところへ行って、その詳細を聞くことを行っている。(英11頁、英国保険協会)</li> <li>被保険者は締結時にホームドクターからの医的情報の提供について同意する。通常は引受けの要件となっている。(英34頁、法律委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者は、契約締結時に、申込書の同意欄における「保険事故が起きた際は、関連するデータについて保険会社に提供することに同意します」「医師の守秘義務を免除することに同意します」といった条項に署名することになる。しかし、改正法案では、保険契約者が開示を望まない場合は、保険会社が別の選択肢を提示しなければならず、個人情報保護の厳格化が進んでいる。(独15頁、アリアンツ)</li> </ul>
因果関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>不実告知の事実と保険事故との間の因果関係の有無によって告知義務違反の効果が変わることはない。(仏38、41頁、アクサ、国立保険学院、高等保険教育機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>癌の不告知があったがテロで死亡した場合に何らの保険金も支払われないのはアンフェアだとして問題になっている。(英32頁、法律委員会)</li> </ul>	